

事業主各位

出版健康保険組合
理事長 高井 昌史
(公 印 省 略)

資格情報のお知らせ等のデータ配信のご案内

平素より当組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行に伴い、令和 6 年 1 2 月 2 日より、健康保険証の新規発行が廃止となり、原則、健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」という。）により、医療機関の受診等を行うこととなります。

マイナ保険証での医療機関への受診等を円滑に実施するため、国からの通知に基づき、すべての被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という。）に対して、当組合が把握している加入者に係る情報等（以下「加入者情報等」という。）を「資格情報のお知らせ」としてデータ配信により通知いたしますので、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、別添パンフレットもご活用いただき、貴事業所の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 加入者情報等のデータ配信の目的

当組合で把握している加入者情報等をお知らせすることで、当該情報の正確性を担保し、安心してマイナ保険証を利用していただけるようにするものです。

2. 対象者及びデータ配信日

①令和 6 年 1 0 月 1 0 日時点で在籍されている加入者

配信日…令和 6 年 1 0 月 3 1 日（木）

②今回の配信に含まれていない方（個人番号未提出者等及び令和 6 年 1 0 月 1 1 日から令和 6 年 1 2 月 1 日までに加入された方）

配信日…令和 6 年 1 2 月以降実施予定

3. データの確認方法（PDF データ）

健康支援サイト「マイヘルスウェブ」（以下「MHW」という。）、またはスマートフォンアプリ版「MHW」内の「資格情報のお知らせ」ダウンロード画面よりご確認ください。**被扶養者分は被保険者の画面からのみご確認ください。**

万が一、配信された加入者情報等の内容に誤りがあった場合は、下記お問い合わせ先（業務部適用課、または大阪支部業務課）にご連絡ください。

なお、MHWのご利用には初回登録が必要です。

4. MHWの登録方法

STEP 1. アクセス

URL「<https://phia.mhweb.jp/>」からアクセス



STEP 2. 初回登録

① ログイン画面を表示させたら、「初回登録はこちら」をクリック

②初回登録画面の案内に従って、必要事項を入力

③入力後、「送信する」をクリック

ご登録されたメールアドレスへ、本登録手続きメールをお送りします。
docomo、au、ソフトバンク等のキャリアメールを利用する場合で、メールが届かない場合は、下記ドメインが受信できるよう設定をお願いします。

【 info@mhweb.jp 】 【 noreply@mhweb-entry.jp 】

※キャリアメール以外のメールアドレスのご登録をお勧めしています。

④届いたメールのURLにアクセスし、新しいパスワードを設定し、本登録する

⑤ログイン画面を表示させ、ログインID（保険証の記号・番号）とパスワードでログインする

※スマートフォンアプリ版「MHW」もご利用いただけます。アプリをダウンロード後、保険者番号「06131551」（大阪支部「06273569」）を入力、送信し、初回登録を行ってください。

※初回登録方法については、機関誌「すこやか」10月号のP.5にも掲載しています。



MHWの初回登録、操作方法等のお問い合わせの際は「MY HEALTH WEB ヘルプデスク」をご利用ください。

TEL 03-5213-4467（平日9:00~17:00）

5. 加入者情報等のダウンロード、確認手順

①MHWにログイン後、トップ画面の「資格情報のお知らせ」をクリック



②生年月日認証後、対象者のPDFを選択し、ダウンロードしてください



③ダウンロードしたPDFにて、記載内容をご確認ください



6. MHW以外の確認方法

初回登録ができない等、MHWをご利用いただけない場合は、マイナンバーカード認証を用いてマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）にログインすることで、「資格情報のお知らせ」と同様の情報を確認することができます。（表示されている資格情報が正しいければ、マイナンバー（個人情報）は正しく登録されています。）

また、今回実施する「資格情報のお知らせ」は、一度限りのものであり、記載されている情報に変更があった場合や消去、紛失等した場合は、マイナポータルにて最新の資格情報が確認できることから、データの再配信はいたしません。

7. 「資格情報のお知らせ」の用途

当組合において把握している加入者情報等が正しい情報であるかご確認いただくことその他、医療機関等においてマイナ保険証が読み取れない等の場合において、印刷した「資格情報のお知らせ」とマイナ保険証を併せて受付に提示することで受診が可能です。

マイナ保険証での受診等への過渡期においては、マイナ保険証が使えない場合に備えて「資格情報のお知らせ」（右下部分を切り取ったもの）をマイナ保険証と一緒に携帯することをお勧めいたします。

また、スマートフォンをお持ちの方は、マイナポータルで資格情報を画面に表示し、マイナ保険証と併せて提示することで受診が可能です（印刷不要）。

なお、「資格情報のお知らせ」については、資格喪失等に伴う回収、返納は不要です。

※MHWやマイナポータルによる確認ができない環境にある加入者は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

・マイナポータルへのアクセス、ダウンロードはこちら



【お問い合わせ先】

出版健康保険組合

業務部 適用課

TEL 03-3292-5005

大阪支部 業務課

TEL 06-6944-4300